平成２１年（フ）第３１３号
山形県天童市南小畑４丁目３番37号
破産者　佐藤　信義
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１９号
山形市新開１丁目２番地の17
破産者　遠藤　利昭
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７号
福島県田村市船引町要田字稲場受地195番地１
破産者　市川　長義
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１１５２号
名古屋市天白区原４丁目202番地　サニーコートはら501号、開始決定時の住所愛知県日進市香久山３丁目1701番地　シティオ香久山204
破産者　南　　良治
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２１２号
愛知県海部郡蟹江町舟入１丁目347番地
破産者　伊藤　柾直
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８９７号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地28棟111号
破産者　松野　貞雄
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２６８号
愛知県小牧市大字間々原新田597番地　カーサコロナ206号
破産者　山本正勝こと　**森**　　正勝
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５６１号
大阪府茨木市白川３丁目２番４―710号、前住所大阪府高槻市唐崎西１丁目12番２号
破産者　堤　　博之
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７４７号
堺市東区白鷺町３丁17番14―502号
破産者　土井ひろ子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７５８号
大阪府羽曳野市はびきの２丁目７番17―220号
破産者　上村　　章
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
兵庫県伊丹市大野２丁目167番地
破産者　多々納康雄
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第３４８号
鳥取県鳥取市馬場174番地１
破産者　中村　一雄
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２１号
鳥取県鳥取市賀露町北３丁目19番18号、旧住所鳥取県鳥取市寿町630番地
破産者　中杉　勝行
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９２号
茨城県ひたちなか市大字高野2311番地19、旧住所茨城県ひたちなか市大字高場984番地２　飛田住宅５号
破産者　鹿志村　隆
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３６６２号
横浜市南区別所６丁目２番301号
破産者　石田　英一
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５号
富山県南砺市野尻279番地１
破産者　小坂重機こと　小坂　峰夫
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１４９号
富山市上飯野新町４丁目15番地、開始決定時の住所富山県高岡市駅南３丁目８番32号
破産者　矢野　博幸
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部